

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成30年5月11日提出

【発行者名】 アムンディ・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 ローラン・ベルティオ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【事務連絡者氏名】 甕 隆敏

【電話番号】 03-3593-5957

【届出の対象とした募集（売出）内国 投資信託受益証券に係るファンドの名称】 みずほ・アムンディ グローバル・ハイブリッド証券ファンド
2018-06 （限定追加型／繰上償還条項付）

【届出の対象とした募集（売出）内国 投資信託受益証券の金額】 当初募集額 上限 300億円
継続募集額 上限 300億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

みずほ・アムンディ グローバル・ハイブリッド証券ファンド 2018-06
（限定追加型／繰上償還条項付）

以下「ファンド」という場合があります。
愛称として「ネクストジャンプ」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間
300億円を上限とします。
継続申込期間
300億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

発行価格
（イ）当初申込期間
1口当たり1円とします。
（ロ）継続申込期間

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。）または委託会社にお問合せください。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、当初申込期間中においては1口につき1円に、継続申込期間中においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は2.16%（税抜2.0%）となっております。

詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

(7)【申込期間】

当初申込期間：平成30年5月28日から平成30年6月28日まで

継続申込期間：平成30年6月29日から平成30年8月31日まで

ただし、ルクセンブルクの銀行休業日に該当する場合または委託会社が定める日に該当する場合はお申し込みできません。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの取得申込みは、販売会社で取扱いします。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

*販売会社によっては、お取り扱いコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および配金のお取り扱い等が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

(9)【払込期日】

当初申込期間

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる発行価額の総額は、設定日（平成30年6月29日）に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

継続申込期間

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10)【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取扱いします。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みの方法等

受益権の取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として世界各国のハイブリッド証券に投資し、インカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／内外／その他資産（ハイブリッド証券）に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
		その他資産（ハイブリッド証券）
	内外	資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
その他資産 (ハイブリッド証券)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的にその他資産（ハイブリッド証券）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回			
一般		グローバル		
大型株		（日本を含む）		
中小型株	年 2 回	日本		
債券		北米		< 為替ヘッジあり >
一般	年 4 回		ファミリー	あり
公債		欧州	ファンド	
社債				
その他債券	年 6 回	アジア		
クレジット属性	（ 隔月 ）	オセアニア		
（ ）				
不動産投信	年12回	中南米		< 為替ヘッジなし >
	（ 毎月 ）		ファンド・オブ	なし
その他資産		アフリカ	・ファンズ	
（投資信託証券				
（その他資産				
（ハイブリッド				
証券）））*				
	日々	中近東（中東）		
資産複合				
（ ）		エマージング		
資産配分固定型	その他			
資産配分変更型	（ ）			

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券 （その他資産（ハイブリッド証券）））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的にハイブリッド証券を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
---------	---

* ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（その他資産（ハイブリッド証券））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産（ハイブリッド証券）））とが異なります。

商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

ファンドの信託金の限度額は、400億円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1 主として世界各国のさまざまなハイブリッド証券※¹に実質的に投資します。

- 金融機関が発行するCoCo(ココ)債※²とCoCo債以外のハイブリッド証券(劣後債、優先証券)、金融機関以外の一般事業法人(企業)が発行するコーポレート・ハイブリッド証券※³等に投資し、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得をめざします。
- 世界各国のハイブリッド証券への投資は、外国投資信託「Amundi Funds II－グローバル・サブオーディネーティッド・ボンド」シエアクラス」(ユーロ建)への投資を通じて行います。また、国内投資信託「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」(円建)にも投資します。
- 外国投資信託の運用は、アムンディ・アイルランド・リミテッドが行います。

※¹ ハイブリッド証券とは、債券と株式の両方の性質を併せ持つ証券であり、劣後債、優先証券があります。一般的に国債や普通社債と比較して、信用リスクやハイブリッド証券固有のリスクにより、利回りが高いという特徴があります。

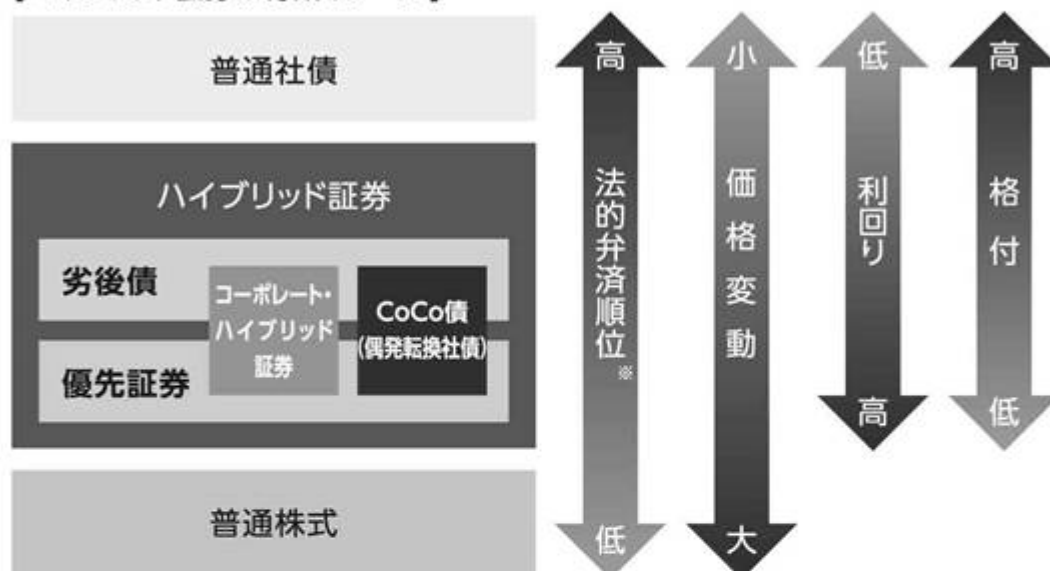
※² CoCo(ココ)債(Contingent Convertible Bonds:偶発転換社債)とは、発行体である金融機関の自己資本比率があらかじめ定められた水準を下回った場合や、発行体の実質破綻状態にあると規制当局が判断した場合等に、元本の一部または全部が削減される、または強制的に発行体の普通株式に転換されるなど、強制的に投資家が損失を負担する条項(仕組み)が付与されているハイブリッド証券です。

※³ コーポレート・ハイブリッド証券とは、金融機関以外の一般事業法人(企業)が発行するハイブリッド証券を指します。

ハイブリッド証券について

- ハイブリッド証券には、劣後債と優先証券があります。
- 発行体の財務状況が悪化した場合等に元本の削減や株式への転換の条項を有するハイブリッド証券をCoCo債（偶発転換社債）、金融機関以外の一般の事業法人が発行するハイブリッド証券をコーポレート・ハイブリッド証券といいます。

【ハイブリッド証券の特徴イメージ】



※法的弁済順位とは、発行体が倒産（デフォルト）等となった場合に債権者等に対する残余財産の弁済を行う順位のことです。

劣後債

普通社債よりも法的弁済順位が劣化した証券で、一般的に繰上償還条項が付与されています。普通社債と比べ、利回りが相対的に高いという特徴があります。

優先証券

法的弁済順位が劣後債より劣り、普通株式より優先される証券で、一般的に繰上償還条項が付与されています。議決権はありませんが、普通株式より優先的に剰余金の配当を得ることができます。

コーポレート・
ハイブリッド
証券

金融機関以外の一般の事業法人（企業）が発行するハイブリッド証券を指します。

CoCo債
(偶発転換社債)

金融機関が発行するハイブリッド証券のうち、Contingent Convertible Bonds（偶発転換社債）を指します。
発行体である金融機関の自己資本が不十分となる場合等一定の条件に該当した場合に、投資家がその損失を負担する条項が付与されており、固有のリスクが反映されることで、相対的に利回りならびに価格変動リスクが高いという特徴があります。

*上記のイメージは、一般的なハイブリッド証券の特徴を表したものであり、上記のとおりになるとは限りません。
また、実際のハイブリッド証券の特徴すべてを網羅したものではなく、これにあてはまらない場合があります。

*上記はイメージであり、実際の利回りや価格変動等を表すものではありません。

*ハイブリッド証券固有のリスクについて、詳細は、後述の「投資リスク」をご参照ください。

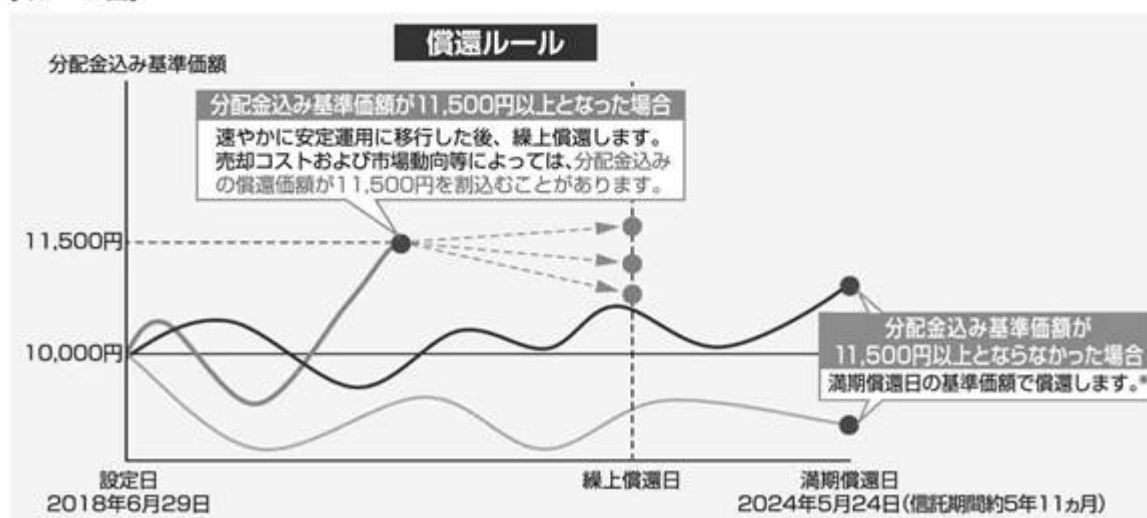
2 分配金込み基準価額※が11,500円以上となった場合は、速やかに安定運用に移行した後、繰上償還します。

※基準価額(1万口当たり)に、設定来の分配金(1万口当たり/税引前)の累計額を加算した額をいいます。

- 繰上償還することで、基準価額の一定の上昇の確保をめざします。
- 上記11,500円は安定運用に切り替えるための価額水準です。基準価額および償還価額が11,500円以上となることを示唆または保証するものではありません。
- 原則として分配金込み基準価額が11,500円以上となった日から組入投資信託を売却し、安定運用に移行します。そのため、繰上償還の場合は、基準価額の上昇は限定的となります。
- 分配金込み基準価額が11,500円以上となってから満期償還日までの期間が短い場合には繰上償還を行いません。
- 流動性等により、組入投資信託が保有するハイブリッド証券等の売却が速やかに行えない場合等があるため、分配金込み基準価額が11,500円以上となってから繰上償還が行われるまでに日数を要することがあります。
- 信託期間中に分配金込み基準価額が11,500円以上とならず繰上償還しない場合は、満期償還日の基準価額で償還となります。その場合、ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

*年1回決算(原則として毎年5月25日。休業日の場合は翌営業日)を行い、配当等収益を中心に分配を行うことをめざします。詳細は、後述の「収益分配方針」をご参照ください。

【イメージ図】



※受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意の上、信託期間が延長できます。

上図はファンドの償還についてのイメージ図であり、実際のファンドの値動きとは異なります。

ファンドの将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

- 3** 原則として、為替ヘッジを行います。
外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- 4** 信託期間は約5年11ヵ月です。
(2018年6月29日から2024年5月24日まで)
- 5** 購入の申込みは、2018年8月31日までの間に限定して受付けます。
- 6** 年1回決算（原則として毎年5月25日。休業日の場合は翌営業日）を行い、配当等収益を中心に分配を行うことをめざします。
収益分配方針
 - 第1期決算日は、2019年5月27日とします。
 - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
 - 分配金額は、委託会社が基準価額および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - 留保益の運用は特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

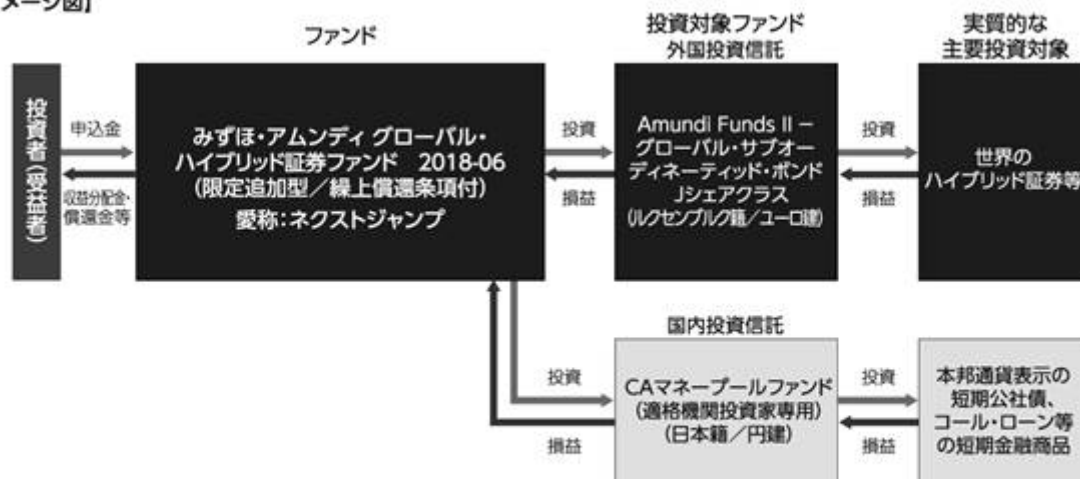
平成30年6月29日 ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

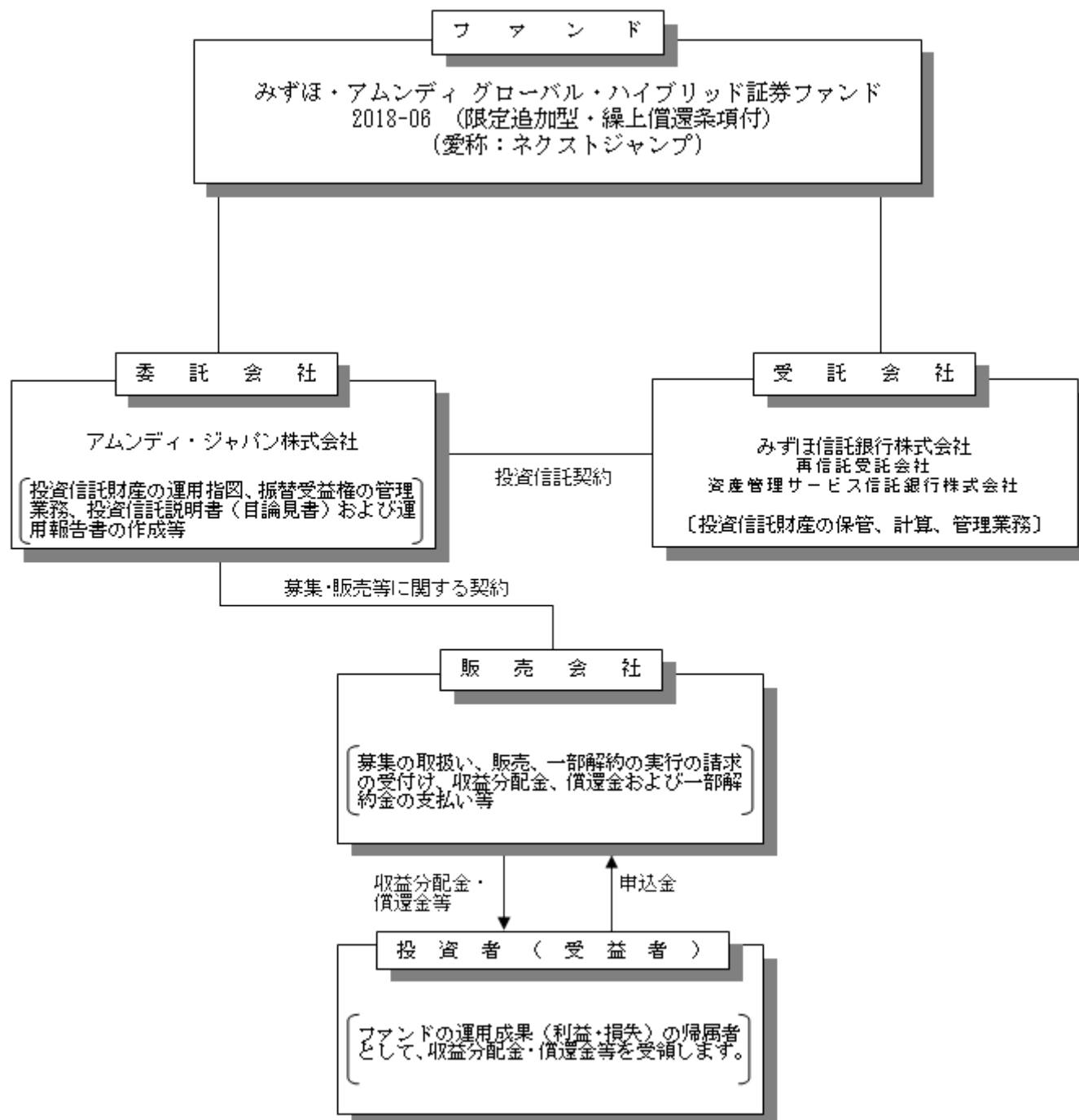
【イメージ図】



*外国投資信託への投資比率は、原則として高位とすることを基本とします。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下のとおりです。

ファンドの関係法人



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 リソナアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 平成22年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主	名 称	住 所	所有株式数	比率
の 状 況	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、インカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

投資態度

- （イ）この投資信託の運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行い、実質的な投資は、投資信託証券への投資を通じて行います。
- （ロ）投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国のハイブリッド証券等へ実質的に投資を行い、インカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- （ハ）投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券に規定された投資信託証券に投資を行うことを基本とします。ただし、別に定める投資信託証券は、委託者の判断により、変更されることがあります。

別に定める投資信託証券とは次のものをいいます。

1．ルクセンブルク籍投資信託（ユーロ建）

「Amundi Funds II - グローバル・サブオーディネーティッド・ボンド Jシェアクラス」

2．日本籍投資信託（円建）

「CAマネーパールファンド（適格機関投資家専用）」

- （ニ）投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- （ホ）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- （ヘ）前記に関わらず、分配金込み基準価額（1万口当たり）が11,500円以上となった場合には、原則として分配金込み基準価額（1万口当たり）が11,500円以上となった日から、日本の短期有価証券ならびに短期金融商品等による安定運用に切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。ただし、分配金込み基準価額（1万口当たり）が11,500円以上となってから満期償還日までの期間が短い場合には繰上償還を行いません。
- 分配金込み基準価額（1万口当たり）とは基準価額（1万口当たり）に、設定来の分配金（1万口当たり、税引前）の累計額を加算した額をいいます。
- （ボ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〔投資対象ファンドの選定方針〕

委託会社は、アムンディ内外で運用される世界各国のハイブリッド証券等を主要投資対象とするファンドと、アムンディ・ジャパン株式会社が運用するマネーファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針がファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ 有価証券
- ロ 金銭債権
- ハ 約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

投資対象とする有価証券

ファンドは、主として指定投資信託証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとします。）に投資することができます。

- (a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)の証券の性質を有するもの
- (c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- (d) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (e) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

外国投資信託	
ファンド名	Amundi Funds II – グローバル・サブオーディネーティッド・ボンド Jシェアクラス
ファンドの形態	ルクセンブルク籍投資信託(ユーロ建)
主要投資対象	世界のさまざまなサブオーディネーティッド証券を主要投資対象とします。
投資方針	●世界のさまざまなサブオーディネーティッド証券を主要投資対象とします。主要投資対象は、サブオーディネーティッド証券、優先社債、優先証券、コーポレート・ハイブリッド債等の転換社債およびCoCo債(資産の50%を上限)を含みます。 ●資産の75%までを金融機関の発行する証券に投資することがあります。 ●資産の10%までをその他の投資信託証券に投資することがあります。 ●リスク軽減や効率的な運用等を行うため、デリバティブを利用することがあります。 ●資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
運用プロセス	最適な資産配分の決定 ●リスク・期待リターン分析(資産クラス別、地域別、セクター別) ➡ 発行体の調査・分析と銘柄選択 ●投資アイデア ●ファンダメンタルズ分析 ●個別銘柄の推奨 ➡ ポートフォリオ構築 ●最良の投資アイデアの選定 ●優先劣後構造の分析 ●リスク調整後リターンの最適化 *運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。
運用会社	アムンディ・アイルランド・リミテッド

国内投資信託	
ファンド名	CAMマネープールファンド(適格機関投資家専用)
ファンドの形態	日本籍投資信託(円建)
投資方針	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

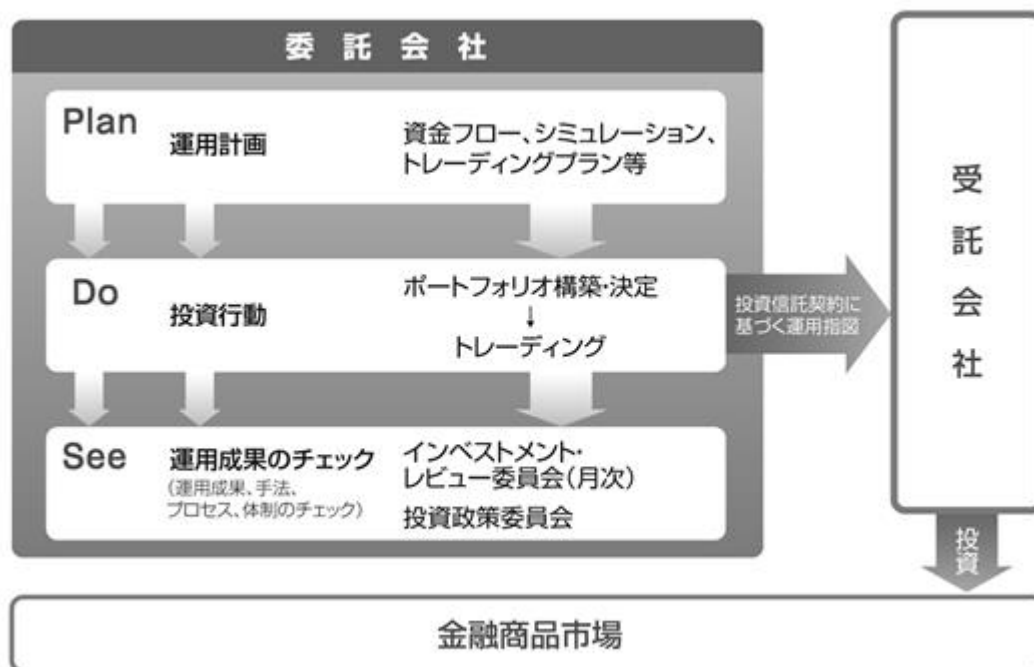
◆上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



* 委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（８名以上）、投資政策委員会（３名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年１回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎年5月25日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- (a) 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (b) 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- () 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- () 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】**投資信託約款に基づく投資制限**

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1)基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主としてハイブリッド証券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

ハイブリッド証券の価格変動リスク

ハイブリッド証券の価格は、金利、発行体の財務状況等により変動します。一般的に、金利の上昇、発行体の財務状況の悪化等は、ハイブリッド証券の価格の下落の要因となります。ハイブリッド証券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

ハイブリッド証券には、主に以下のような固有のリスクがあります。ただし、以下の記述はハイブリッド証券固有のリスクをすべて網羅したものではありません。

(1)法的弁済順位に関するリスク（劣後リスク）

一般的にハイブリッド証券の法的弁済順位は普通株式に優先し、普通社債より劣後します。したがって、発行体が破綻等に陥った場合、他の優先する債務が弁済されない限り、元利金の支払いを受けることができません。

(2)繰上償還延期および買い戻しに関するリスク

一般的にハイブリッド証券には、繰上償還条項が付与されていますが、予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合等には、価格が大きく下落する可能性があります。また、発行体は繰上償還以外に、時価を基準にハイブリッド証券の買い戻しを行う場合があります。それに応じて売却したときに損失が生じ、基準価額が下落する場合があります。

(3)利息、配当の支払いに関するリスク

ハイブリッド証券には、利息または配当の支払繰延条項等が付与されている証券があります。発行体の財務状況の悪化、金融規制当局の動向、その他当該支払繰延条項等に規定された条件が満たされた場合には、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

(4)制度変更等に関するリスク

ハイブリッド証券にとって不利益な制度変更（税制改正や市場規制、大手格付機関による資本算入条件の見直し）等があった場合は、価格が下落する場合があります。

(5)損失負担条項に伴うリスク

ハイブリッド証券のうち、CoCo債は、発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合や、発行体を実質破綻状態にあると規制当局が判断した場合等に、元本の一部または全部が削減される、または強制的に発行体の普通株式に転換されるなどの損失負担条項が付与されています。元本が削減される場合には、法的弁済順位にかかわらず普通株式よりも先に損失を負担するため、元利金の支払いを受けられない場合等があります。損失負担条項のあるCoCo債は、相対的に価格変動リスクや信用リスクが高いため、当該条項のないハイブリッド証券以上に価格が下落する場合があります。なお、普通株式に転換された場合には、株価変動リスクを負うことになります。

信用リスク

組入有価証券等の発行体の経営・財務状況等の悪化あるいはそれらが予想された場合やそれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または元利金の支払遅延や支払不履行等が生じることがあります。この場合、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

ハイブリッド証券は一般的に同一の発行体が発行する普通社債より低い格付となるため、発行体の信用状況等が悪化した場合、普通社債以上に価格が大きく下落する可能性があります。また、ファンドは投資適格未満のハイブリッド証券に投資することがあります。

特定の業種への集中投資リスク

ファンドは、特定の業種によって発行されるハイブリッド証券の投資比率が高くなることがあるため、当該業種固有の要因による影響を受け、多くの業種に幅広く分散投資するファンドに比べ基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合には、組入有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイブリッド証券は、公社債と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクが高い傾向にあります。

為替変動リスク

組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替レートの変動の影響を受ける場合があります。ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、為替ヘッジを行う際に日本円の金利が組入外貨建資産の通貨の金利より低い場合には、金利差相当分の費用（為替ヘッジコスト）がかかります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済および社会情勢等の変化により市場に混乱が生じた場合、または証券取引や外国為替取引等に関する規制が変更された場合等には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は前記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

ファンドの繰上償還

原則として、分配金込み基準価額（1万口当たり）が一定水準（11,500円）以上となった日から組入投資信託を売却し、日本の短期有価証券ならびに短期金融商品等による安定運用に切り替え、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。一定水準（11,500円）とは、あくまでも安定運用に切り替えるための価額水準であり、基準価額および償還価額が11,500円以上となることを示唆または保証するものではありません。

組入投資信託の売却に伴い、当該組入投資信託が保有する銘柄を売却する際に発生する費用や、市場動向の変化、ファンドの信託報酬やその他費用・手数料等により、基準価額もしくは償還価額が11,500円未満となることがあります。また、流動性等により、組入投資信託が保有するハイブリッド証券等の売却が速やかに行えない場合等があるため、分配金込み基準価額が11,500円以上となってから繰上償還が行われるまでに日数を要することがあります。

なお、分配金込み基準価額が11,500円以上となってから満期償還日までの期間が短い場合には、繰上償還を行いません。

分配金込み基準価額とは基準価額（1万口当たり）に、設定来の分配金（1万口当たり／税引前）の累計額を加算した額をいいます。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場

合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

換金の中止

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、換金請求の受付が中止されることがあります。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- 投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- 投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者・登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・ 投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクによる影響があります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・ 投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他費用等がかかります。
- ・ 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・ 運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・ 運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当はありません。

②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*ファンドの運用は2018年6月29日より開始される予定であり、同日まで運用実績はありません。したがって各グラフにおけるファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移については該当はありません。

*②のグラフは2013年3月から2018年2月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

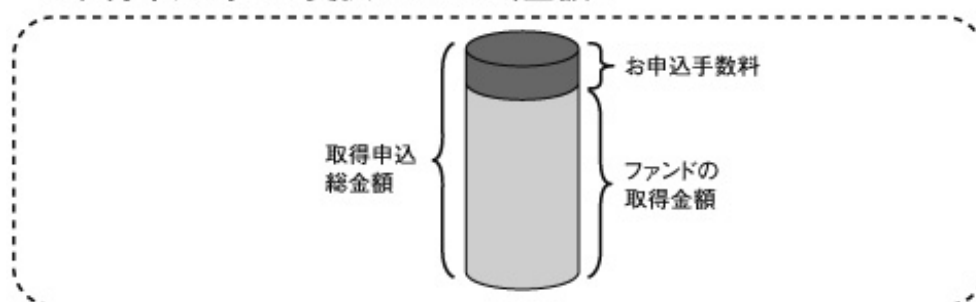
申込手数料は、当初申込期間中においては1口につき1円に、継続申込期間中においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
2.16%（税抜2.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.8424%（税抜0.78%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬の配分は次のとおりとします。

[信託報酬の配分]

（年率）

支払先	料率	役務の内容
委託会社	0.20%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.55%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期間末の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

ファンドが投資する指定投資信託証券の報酬の上限額は、それぞれの運用資産の純資産総額に対し下記の報酬率を乗じて得た金額となります。

ファンドが投資対象とする 指定投資信託証券	信託報酬	役務の内容
Amundi Funds II - グローバル・サブオーディネーティッド・ボンド Jシェアクラス	年率0.40%	投資信託財産の運用・管理等の対価
「C A マネーブルファンド（適格機関投資家専用）」	年率0.378%（税抜0.35%）以内 各月ごとに決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.3を乗じて得た率（以下「当該率」といいます）に応じて次に掲げる率とします。 1．当該率が0.35%以下の場合：当該率（当該率が、委託会社が任意に定める率以下の場合は、任意に定める率とします。ただし、任意に定める率は0.05%以下とします。） 2．当該率が0.35%超の場合：年10,000分の35	

したがって、当該信託報酬を考慮した場合の実質的な負担の上限は、年率1.2424%（税込）となります。

ファンドの信託報酬年率0.8424%（税込）に、投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.40%）をそれぞれ加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

(4) 【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は委託会社が定める期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託会社の定める時期または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額、およびコール・ローンの取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。当該諸費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

投資信託証券においては、管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成30年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として申告分離課税 または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税 が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

* 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

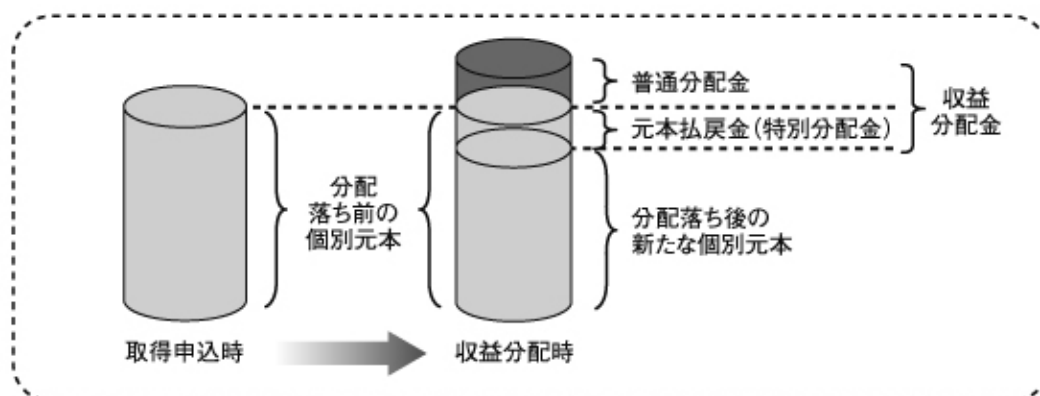
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

ファンドの運用は平成30年6月29日より開始する予定であり、本書作成日現在、該当事項はありません。

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

< 参考情報 >

運用実績

ファンドは2018年6月29日より運用を開始する予定であり、同日まで運用実績はありません。

- ・ 基準価額・純資産の推移：該当事項はありません。
 - ・ 分配の推移：該当事項はありません。
 - ・ 主要な資産の状況：該当事項はありません。
 - ・ 年間収益率の推移：該当事項はありません。
- *ファンドにはベンチマークはありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

お取扱いのファンド、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がルクセンブルクの銀行休業日に該当する場合または委託会社が定める日である場合の取得申込みの受付は行いません（当初申込期間を除きます。以下「申込受付不可日」といいます。）。申込受付不可日に関しては販売会社（販売会社については(2)のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。
- ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、前記所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社に支払うものとし、申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社により異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。
- なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- (2) ファンドの価額は、当初申込期間においては1口につき1円とし、継続申込期間においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社（販売会社については前記(2)のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。
- また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。
- (4) なお、取得申込時には、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額をご負担いただくものとし、詳しくは販売会社にお問合せください。
- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める換金単位をもって投資信託契約の一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

ただし、ルクセンブルクの銀行休業日に該当する場合、12月24日、または委託会社が定める日である場合には、解約請求の申込みの受付は行いません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、前記所定の時間までに解約請求の申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの解約請求の申込みは、翌営業日の取扱いとなります。解約請求の申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

- (2) 解約価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。解約価額は販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等（2）」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。なお換金代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消することができるものとします。
- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記（2）の規定に準じて算出した価額とします。

買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

3【資産管理等の概要】

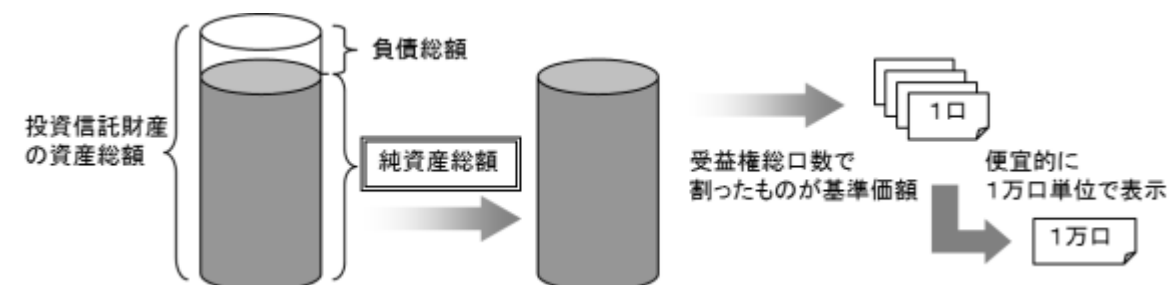
(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

対象	評価方法
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次のとおりです。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

- 1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2018年6月29日から2024年5月25日までとします。

ただし信託期間中に「（５）その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「（５）その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

なお委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年5月26日から翌年5月25日までとします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より2019年5月27日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了（ファンドの繰上償還）

（イ）委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A ファンドの投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったとき
- B 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
- C やむを得ない事情が発生したとき

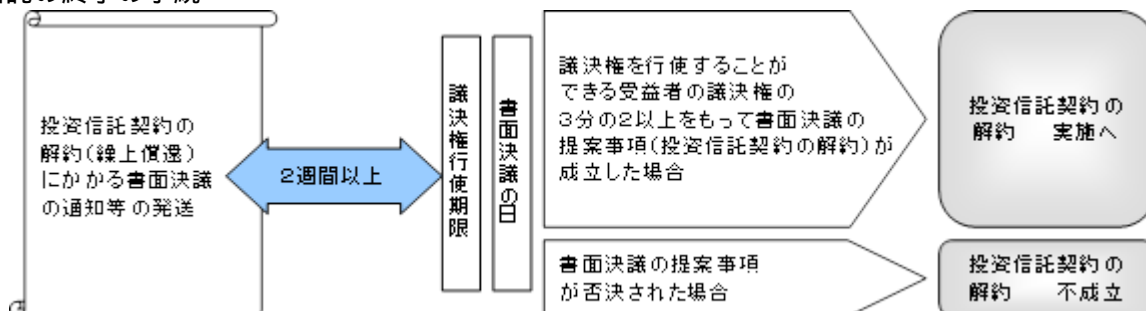
（ロ）委託会社は、分配金込み基準価額（基準価額（1万口当たり）に、設定来分配金（1万口当たり、税引前）の累計額を加算した額をいいます。以下（ロ）において同じ。）が11,500円以上となった場合には、分配金込み基準価額が11,500円以上となった日の翌営業日から、わが国の短期有価証券ならびに短期金融商品等による安定運用に切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。ただし、分配金込み基準価額が11,500円以上となってから、満期償還日までの期間が短い場合には、投資信託契約の解約は行いません。

（ハ）委託会社は、前記（イ）にしたがい、信託を終了させる場合、以下の手順により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 2) 前記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使うことができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- 3) 前記1)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
1. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1)から3)までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
 2. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

< 信託の終了の手続 >



- (ニ) ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ヘ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、後記「投資信託約款の変更等」(ロ)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (ト) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

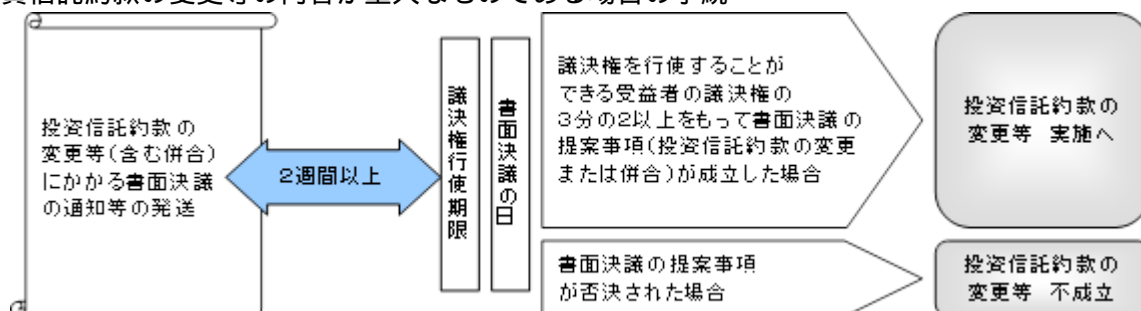
- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (ロ) 委託会社は、前記(イ)の事項（(イ)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (ハ) (ロ)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下(ハ)

において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使うことができます。

なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (二) (ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ) (ロ)から(ホ)の規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト) 前記(イ)から前記(ヘ)にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

< 投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続 >



- (チ) ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

運用報告書の作成

委託会社は、毎年5月の計算期間末ごとおよび償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社

を解任した場合、委託会社は、前記「投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、ファンドの重大な約款の変更等またはファンドの繰上償還を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

その他

- （イ）ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を計算期間の終了後３カ月以内および半期報告書を計算期間の最初の６カ月経過後３カ月以内に提出します。
- （ロ）受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としす）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としす）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

途中換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目から受益者にお支払いします。
* 買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、平成30年6月29日より開始される予定であり、本書作成日現在、何ら資産を有していません。

ファンドの経理状況については、有価証券報告書に記載されます。

委託会社は、有価証券報告書に記載するファンドの経理状況を表示する投資信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）および投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）の定めるところにより行います。また、この財務諸表に財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）に定める監査証明を受けることとしております。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、各ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

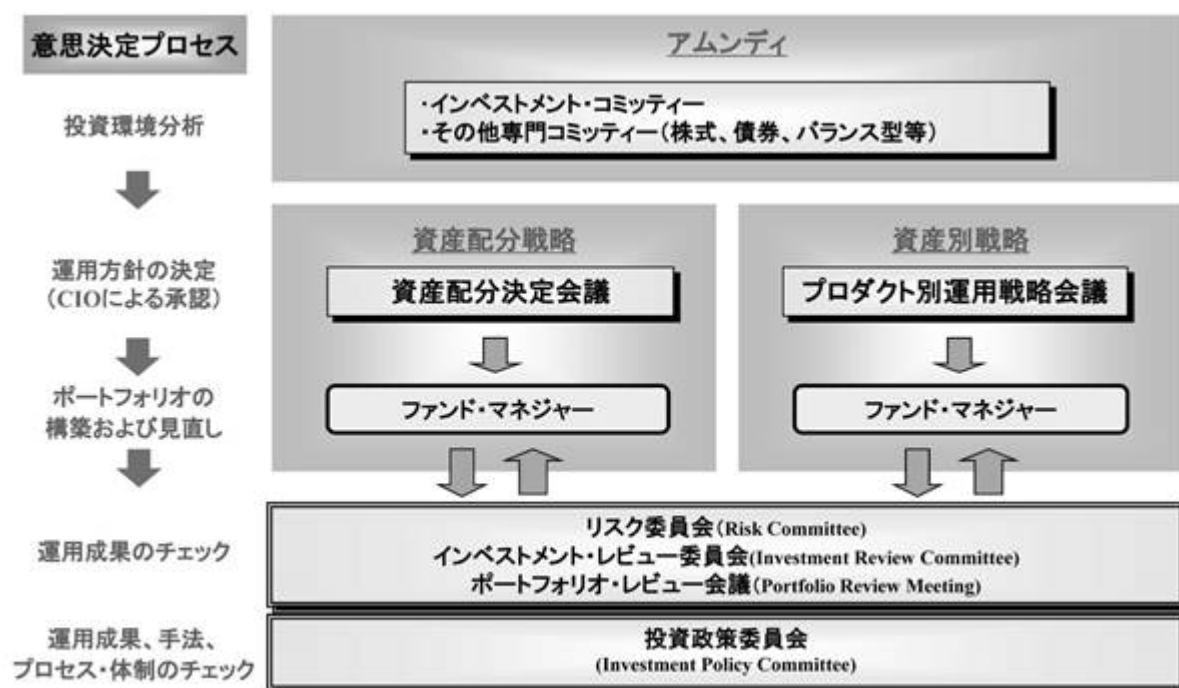
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンド・マネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。

- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的を開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

前記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

営業の概況

平成30年2月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下のとおりです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	2	13,121
追加型株式投資信託	186	2,484,190
合 計	188	2,497,311

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
- (4) 当社は、平成29年9月29日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算日を3月31日から12月31日に変更しております。よって、当事業年度は平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9か月となっています。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	12,544,276	9,010,675
前払費用	97,086	67,557
未収入金	9,400	12,500
未収委託者報酬	1,587,689	2,801,064
未収運用受託報酬	*1 1,203,426	*1 1,505,200
未収投資助言報酬	4,776	4,663
未収収益	*1 363,037	*1 377,628
繰延税金資産	131,768	314,900
立替金	103,767	96,577
その他	76	69
流動資産合計	16,045,302	14,190,834
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	*2 97,451	*2 93,483
器具備品(純額)	*2 125,520	*2 103,175
有形固定資産合計	222,970	196,658
無形固定資産		
ソフトウェア	39,077	38,852
ソフトウェア仮勘定	-	4,806
商標権	1,040	845
無形固定資産合計	40,117	44,503
投資その他の資産		
金銭の信託	526,222	309,607
投資有価証券	131,134	126,784
関係会社株式	84,560	84,560
長期未収入金	1,000	1,000
長期差入保証金	212,829	218,142
ゴルフ会員権	60	60
前払年金費用	-	8,553
貸倒引当金	1,000	1,000
投資その他の資産合計	954,804	747,707
固定資産合計	1,217,892	988,868
資産合計	17,263,193	15,179,702

（単位：千円）

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	2,319	991
預り金	371,334	1,259,125
未払償還金	-	686
未払手数料	846,821	1,363,261
関係会社未払金	219,309	243,647
その他未払金	*1 136,434	*1 152,555
未払費用	351,670	412,172
未払法人税等	50,178	163,910
未払消費税等	14,578	103,501
賞与引当金	157,489	672,011
役員賞与引当金	48,643	116,143
流動負債合計	2,198,774	4,488,002
固定負債		
リース債務	4,138	-
繰延税金負債	5,674	11,885
退職給付引当金	20,397	11,320
賞与引当金	28,132	26,132
役員賞与引当金	54,701	54,701
資産除去債務	59,677	60,483
固定負債合計	172,718	164,521
負債合計	2,371,492	4,652,523
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835	2,618,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	10,962,094	6,592,764
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	9,362,094	4,992,764
利益剰余金合計	11,072,186	6,702,856
株主資本合計	14,891,021	10,521,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	679	5,488

評価・換算差額等合計	679	5,488
純資産合計	14,891,701	10,527,179
負債純資産合計	17,263,193	15,179,702

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第36期 （自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）	第37期 （自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	11,647,640	9,227,981
運用受託報酬	2,870,732	2,140,210
投資助言報酬	10,912	8,461
その他営業収益	783,587	773,256
営業収益合計	15,312,872	12,149,908
営業費用		
支払手数料	6,805,998	5,427,725
広告宣伝費	77,312	63,731
調査費	689,756	500,592
委託調査費	428,553	343,347
委託計算費	19,070	14,801
通信費	52,255	38,276
印刷費	107,779	68,664
協会費	30,713	21,264
営業費用合計	8,211,436	6,478,400
一般管理費		
役員報酬	211,460	150,777
給料・手当	2,347,536	1,845,556
賞与	348,556	-
役員賞与	35,423	6,596
交際費	21,581	11,133
旅費交通費	58,611	64,237
租税公課	106,546	85,622
不動産賃借料	190,183	141,367
賞与引当金繰入	125,317	512,522
役員賞与引当金繰入	63,385	67,500
退職給付費用	314,182	95,770
固定資産減価償却費	45,884	39,898
商標権償却	260	195
福利厚生費	349,807	226,612
諸経費	277,255	174,049
一般管理費合計	4,495,985	3,421,834
営業利益	2,605,451	2,249,675
営業外収益		

有価証券利息	283	191
有価証券売却益	-	5,282
受取利息	254	144
為替差益	-	81,187
雑収入	9,723	1,290
営業外収益合計	10,261	88,093
営業外費用		
有価証券売却損	26,665	-
特別退職金	-	7,058
支払利息	547	410
為替差損	7,892	-
雑損失	1,063	4,457
営業外費用合計	36,167	11,926
経常利益	2,579,545	2,325,843
特別損失		
固定資産除却損	1,158	-
特別損失合計	1,158	-
税引前当期純利益	2,578,387	2,325,843
法人税、住民税及び事業税	751,308	919,528
法人税等調整額	77,060	179,042
法人税等合計	828,368	740,485
当期純利益	1,750,019	1,585,357

（３）【株主資本等変動計算書】

第36期（自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
合併による増加			200,000	200,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計			200,000	200,000
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,031,177	8,741,269	12,360,104
当期変動額					
剰余金の配当			350,000	350,000	350,000
当期純利益			1,750,019	1,750,019	1,750,019
合併による増加			930,898	930,898	1,130,898
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計			2,330,917	2,330,917	2,530,917
当期末残高	110,093	1,600,000	9,362,094	11,072,186	14,891,021

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	2,546	2,546	12,357,559
当期変動額			
剰余金の配当			350,000
当期純利益			1,750,019
合併による増加			1,130,898
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,225	3,225	3,225
当期変動額合計	3,225	3,225	2,534,142
当期末残高	679	679	14,891,701

第37期（自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	9,362,094	11,072,186	14,891,021
当期変動額					
剰余金の配当			5,954,687	5,954,687	5,954,687
当期純利益			1,585,357	1,585,357	1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計			4,369,330	4,369,330	4,369,330
当期末残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	679	679	14,891,701
当期変動額			
剰余金の配当			5,954,687
当期純利益			1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	4,808	4,808	4,808
当期変動額合計	4,808	4,808	4,364,522
当期末残高	5,488	5,488	10,527,179

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

器具備品 4年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(3)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（２）連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

（貸借対照表関係）

*1各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
未収運用受託報酬	62,115 千円	85,856 千円
未収収益	182,290 千円	152,512 千円
その他未払金	38,126 千円	92,102 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
建物	81,963 千円	89,844 千円
器具備品	188,921 千円	208,275 千円

（損益計算書関係）

第36期（自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません

第37期（自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません

（株主資本等変動計算書関係）

第36期（自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

平成28年6月15日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）	配当金の総額	350,000千円
（ロ）	１株当たり配当額	145.83円
（ハ）	基準日	平成28年3月31日
（二）	効力発生日	平成28年6月15日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月23日開催の定時株主総会において、次の議案を決議することを予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）	配当金の総額	300,000千円
（ロ）	配当の原資	利益剰余金
（ハ）	1株当たり配当額	125.00円
（二）	基準日	平成29年3月31日
（ホ）	効力発生日	平成29年6月23日

第37期（自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

平成29年6月23日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）	配当金の総額	300,000千円
（ロ）	1株当たり配当額	125.00円
（ハ）	基準日	平成29年3月31日
（二）	効力発生日	平成29年6月23日

平成29年12月13日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）	配当金の総額	5,654,687千円
（ロ）	1株当たり配当額	2,356.12円
（ハ）	基準日	平成29年3月31日
（二）	効力発生日	平成29年12月13日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
なし

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（１）リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

（２）リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。また、特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照）。

第36期(平成29年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(１) 現金・預金	12,544,276	12,544,276	-
(２) 未収委託者報酬	1,587,689	1,587,689	-
(３) 未収運用受託報酬	1,203,426	1,203,426	-
(４) 金銭の信託	526,222	526,222	-
(５) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	131,134	131,134	-
資産計	15,992,746	15,992,746	-
(１) 未払手数料	846,821	846,821	-

負債計	846,821	846,821	-
-----	---------	---------	---

第37期(平成29年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	9,010,675	9,010,675	-
(2) 未収委託者報酬	2,801,064	2,801,064	-
(3) 未収運用受託報酬	1,505,200	1,505,200	-
(4) 金銭の信託	309,607	309,607	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	126,784	126,784	-
資産計	13,753,331	13,753,331	-
(1) 未払手数料	1,363,261	1,363,261	-
負債計	1,363,261	1,363,261	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬及び(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

(単位：千円)

区分	第36期(平成29年3月31日)	第37期(平成29年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	84,560	84,560

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(平成29年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	12,544,276	-	-	-
未収委託者報酬	1,587,689	-	-	-
未収運用受託報酬	1,203,426	-	-	-
合計	15,335,391	-	-	-

第37期(平成29年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,010,675	-	-	-
未収委託者報酬	2,801,064	-	-	-
未収運用受託報酬	1,505,200	-	-	-
合計	13,316,940	-	-	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第36期(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

第37期(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円、前事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第36期(平成29年3月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	111,191	113,553	2,362
	小計	111,191	113,553	2,362
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	545,185	543,802	1,383
	小計	545,185	543,802	1,383
合計		656,376	657,355	979

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第37期(平成29年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
----	----	--------------	------------------	------------

貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	418,157	426,131	7,973
	小計	418,157	426,131	7,973
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	10,324	10,260	64
	小計	10,324	10,260	64
合計		428,481	436,391	7,909

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

４．事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第36期（自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

第37期（自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券

第36期（自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	2,859,547	-	29,195
投資信託	24,147	4,829	2,299

第37期（自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	222,937	10,327	6,299
投資信託	12,161	1,257	3

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第36期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	27,454	20,397

退職給付費用	273,622	65,050
退職給付の支払額	155,887	-
制度への拠出額	124,792	82,680
退職給付引当金の期末残高	20,397	2,767

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	669,970	669,970
年金資産	659,494	678,524
	10,477	8,553
非積立型制度の退職給付債務	9,920	11,320
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,397	2,767
退職給付に係る負債	20,397	11,320
退職給付に係る資産	-	8,553
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,397	2,767

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 273,622千円 当事業年度 65,050千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度40,560千円、当事業年度30,720千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	69,798 千円	83,244 千円
繰延資産償却額	8,511 千円	- 千円
未払事業税	9,706 千円	30,157 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	57,215 千円	215,384 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	6,245 千円	847 千円
減価償却資産	4,574 千円	4,429 千円
資産除去債務	16,863 千円	17,110 千円
未払事業所税	2,852 千円	2,194 千円
その他	9,683 千円	- 千円
繰延税金資産小計	185,447 千円	353,364 千円
評価性引当額	53,679 千円	38,464 千円
繰延税金資産合計	131,768 千円	314,900 千円
繰延税金負債		
繰延資産償却額	- 千円	794 千円

資産除去債務会計基準適用に伴う有形		
固定資産計上額	5,374 千円	4,659 千円
その他有価証券評価差額金	300 千円	2,422 千円
その他	- 千円	4,010 千円
繰延税金負債合計	5,674 千円	11,885 千円
繰延税金資産の純額	126,095 千円	303,015 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第36期(平成29年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

第37期(平成29年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第36期（自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。

第37期（自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。

(企業結合等関係)

第36期（自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）

当社は、アムンディ・ジャパン証券株式会社と平成28年2月10日付合併契約に基づき、アムンディ・ジャパン証券株式会社を吸収合併致しました。

1. 企業結合の概要

(1) 合併の目的

機関投資家向け業務の効率化および投資信託事業のラップ等新規市場の開拓

(2) 合併の日程

合併契約締結日 平成 28年 2月 10日

合併効力発生日 平成 28年 4月 1日

(3) 合併の方法

当社を存続会社とし、アムンディ・ジャパン証券株式会社を吸収合併消滅会社とする無対価による吸収合併方式

2. 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

第37期（自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第36期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)
期首残高	54,018 千円	59,677 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,605 千円	- 千円
時の経過による調整額	1,054 千円	806 千円
期末残高	59,677 千円	60,483 千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第36期（自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）及び第37期（自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第36期（自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
12,814,194	1,460,479	1,038,199	15,312,872

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

第37期（自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
10,338,094	1,002,861	808,953	12,149,908

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第36期（自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス パリ市	746,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有) 間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委託等	運用受託報酬*1	162,171	未収運用受託報酬	62,115
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益)*1	592,523	未収収益	182,290
								委託調査費等の支払*2	166,729	未払金	38,126
親会社	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区	5,400,000 (千円)	有価証券の保有	(被所有) 直接100%	なし	連結納税親会社	法人税等の支払	219,309	関係会社未払金	219,309

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権 の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	1,027,237	未収運用受託報酬	394,554
								委託者報酬*1	96,824	未収委託者報酬	96,824
								投資助言報酬*1	6,336	未収投資助言報酬	3,338

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ・アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

第37期（自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権 の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				

親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有) 間接100%	なし	投資信託、 投資顧問 契約の 再委託等	情報提供、コ ンサルティング 料(その他 営業収益) *1	423,995	未収収益	152,512
-----	------------------	-------------	---------------------	-------	-----------------	----	------------------------------	--	---------	------	---------

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権 の所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千 円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	646,446	未収運用受託報酬	371,129

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ・アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト・パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト・パリに上場）

(1株当たり情報)

	第36期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	6,204.88 円	4,386.32 円
1株当たり当期純利益金額	729.17 円	660.57 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第36期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)
当期純利益(千円)	1,750,019	1,585,357
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,750,019	1,585,357
期中平均株式数(千株)	2,400	2,400

(重要な後発事象)

第36期（自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

第37期（自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成29年3月末日現在)	事 業 の 内 容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成29年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 : 資産管理サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 50,000百万円（平成29年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、投資信託契約の一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

- (2)目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3)交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称等、ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表・写真等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5)請求目論見書の巻末に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。
- (6)交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7)目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

その他の情報については、委託会社のインターネットホームページアドレス（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

平成30年3月1日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鶴 田 光 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久 保 直 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成29年4月1日から平成29年12月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。